

(仮称) 戦略的公設防犯カメラ設置事業

◆事業目的

本市が公共空間に防犯カメラを戦略的に設置することで、主に街頭において発生する犯罪に対する防止や事件事故の早期解決を図り、犯罪の起こりにくい環境づくりを通じて、安全で安心して暮らせるまちづくりの実現を図る。

◆事業内容

○事業期間 令和2年度から令和4年度までの3年間（予定）

○設置計画

・本市設置の市内防犯カメラ累計台数を早期に1,000台とするため、令和2年度からの3ヶ年で、全区合計240台程度（予定）の設置を行う。

【堺市における防犯カメラの公設置台数の推移】

年度	～H30	R1	R2	R3	R4	合計
台数	741	21	80	80	80	1,002

(H30年度末) 補助設置：1,294台 堺市設置合計2,035台

○設置場所検討

- ・犯罪発生を中心とした各区の防犯環境を考慮し、管轄する警察署等と連携・協議のうえ、設置場所を選定する。
- ・設置場所選定の際は、警察が把握している犯罪発生状況と、市が把握している公設の防犯カメラや地域等が設置の防犯カメラの位置情報を、地図にプロットするなどし、必要箇所を絞り込む。
- ・検討の際には、再来年度以降の防犯カメラの設置候補場所や、地域補助による防犯カメラの設置候補場所も併せて検討する。

○事業実施主体

- ・実施主体：各区自治推進課
- ・総合調整：市民人権局 市民生活部 市民協働課

◆予算要求額

堺区：2,881千円 中区：2,623千円 東区：2,469千円 西区：2,726千円
南区：2,572千円 北区：2,829千円 美原区：2,418千円

防犯カメラ設置補助における補助率の見直しについて

<現状>
○防犯カメラの設置は、犯罪の抑止、地域の防犯意識や安心感の醸成に大きな効果があり、本市が重点的に取り組むべき「安全・安心なまちづくり」に非常に有効な手段であるとされており、地域からの設置要望も根強い。

◆防犯カメラ設置補助率について

現 行

1 校区あたり 10 台まで・・・設置経費の 90%、上限 35 万円
11 台目以降及び取替・・・設置経費の 50%、上限 20 万円



改 正 案

11 台目以降：設置経費の 75%、上限 30 万円

【防犯カメラ設置補助制度の変遷】

H21	H26	H28
●設置補助制定 ・補助率：90% ・上限額：450,000 円/1 台 ・1 校区自治連合会対象 (設置累計 10 台まで交付可)	●補助上限額変更 ・上限額：1 台につき 350,000 円 に	●11 台目以降、故障取替を対象に ・補助率：50% ・上限額：1 台につき 200,000 円

(見直しが必要な理由)

- ◎ 10 台の設置が終わった校区についても、その校区の治安情勢によっては、引き続き、防犯活動への支援が必要である。
- ◎ 「戦略的な防犯カメラの設置」を推進するためには、市による公設推進のみならず、地域による設置を合わせて行う必要があり、地域による設置をするためには、地域負担の軽減が必要となる。

◆予算要求額

堺区：7,550 千円 中区：8,950 千円 東区：4,350 千円 西区：9,000 千円
南区：6,200 千円 北区：6,650 千円 美原区：3,900 千円